

質問回答

2014年7月29日

モンゴル国内部監査能力向上支援プロジェクトフェーズ2

(公示日 : 2014年7月16日) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.1 第4 1	共同企業体を認め、業務主任者(総括)は共同企業体の代表者の者とあるが、業務管理グループを結成した場合の副業務主任者は代表者の者でなくてもよいか。	副業務主任者については、補強の業務従事者は認めないが、共同企業体の構成員は認めます。
2	業務指示書 P3. 第5 プロポーザルに記載されるべき事項 2 業務の実施方針等	・ <u>(2)業務実施の方法</u> に綴じ込まれるフローチャートは、Monitoring Sheet の内容を要約したものを使用することの理解でよいか。	Monitoring Sheet は契約後作成いただく報告書ですので、(2)業務実施の方法に綴じ込まれるフローチャートとは異なります。
3	業務指示書 P3. 第5 プロポーザルに記載されるべき事項 2 業務の実施方針等	・様式-2 を用いて、 <u>(3)作業計画</u> に記載する表は Monitoring Sheet と同一の内容を使用することの理解でよいか。	Monitoring Sheet は契約後作成いただく報告書ですので、(3)作業計画に記載する表とは異なります。
4	業務指示書 P3. 第5 プロポーザルに記載されるべき事項 3 プロポーザルの評価基準	・ <u>様式-5</u> を用いて評価対象業務従事予定者経歴書を作成する際、評価対象者が複数業務を担当する場合は、過去に同様の複数業務を担当したことがあることから1枚の経歴書において本件業務との類似性・関連性を記載する方法は認められるか。また、その場合、業務毎に3件ずつ経歴書を作成する方法と比べて配点において違いはあるか。	本件業務との類似性・関連性を記載する方法は認められます。また、配点に違いはありません。

5	<p>業務指示書 P6. 第 9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準</p>	<p>・担当分野を複数の業務従事者で担当する体制の場合、従事予定者それぞれの経験・能力が評価対象となるのか。また、その場合、配点はどのように評価対象者毎に振分けられるのか。</p>	<p>評価対象分野に関して複数の業務従事予定者で提案される場合、業務従事予定者それぞれの経験・能力が評価されます。なお、配点については回答いたしかねます。</p>
6	<p>p.6 第9 2 p.27 第3 2(2)</p>	<p>専門家の配置をプロポーザルにて提案できるとのことだが、評価対象業務従事者について、業務遂行上妥当であると考えられる場合、業務主任者の担当業務を、評価対象外業務(例えば品質管理など)で提案することは可能か。可能な場合、評価対象外業務担当となる業務主任者(及び副業務主任者)は総括経験のみを評価されるものとして、担当業務に係る類似業務の経験等(様式5その2及び3)の提出は不要と考えるか。 またこの場合、評価対象業務の担当者については、別途評価されることになる(=評価対象業務従事者が2名ではなく3名以上となる)と考えてよいか。</p>	<p>業務主任者の担当分野を評価対象外分野(例えば品質管理など)で提案することは可能です。この場合、評価対象外分野の類似業務の経験等(様式5その2及び3)の提出は不要です。 なお、この場合でも業務主任者の類似業務経験は評価対象分野である内部監査(実務指導)を評価の対象にすることにご留意下さい。 なお、評価対象分野である内部監査(実務指導)を業務主任者とは別の業務従事予定者が担当する場合、2名ではなく3名以上が評価対象とります。</p>
7	<p>p.14 第2 5(7) p.27 第3 2(3)</p>	<p>内部監査に係る実務指導、資格制度に係る研修等を行う際に、現地コンサルタントおよびC/Pが主体となって指導とあるが、現地コンサルタントについては、現地再委託の形を想定しているのか。また、現地再委託を想定していない場合、高い専門を有する者に対して現地特殊庸人として雇用を行うということで見積りを作成すれば良いか。</p>	<p>実務指導や資格制度に係る研修については、現地再委託よりも、高い専門を有する現地特殊庸人の雇用や、外国人専門家による業務従事の方が、技術移転という観点から適切かと考えます。ただし、現地再委託を否定するものではありません。</p>
8	<p>p.27 第3 3(2)</p>	<p>事務所スペースにはどのような設備・機材が確保されているのか。(業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案するため)</p>	<p>フェーズ1実施時に執務室で利用していた設備・機材はC/Pに供与し優先的に使えないため、新たに業務遂行上必要な機材を確保する必要があります(プリンター、コピー機、PC等。)</p>

9	p.18 成果1	成果1の業務内容について、法的枠組みの初案作成および議会提出用法案の作成以外の事項は、第1年次に行うものとされているが、第2年次、第3年次に行う計画を立てることは可能か。	C/Pの立法スケジュールに沿って活動を実施する必要があります。C/Pは速やかな法的枠組み整備を目指しているため、C/Pが想定するスケジュールに沿う形での業務実施をお願いします。
10	P.18 成果1(7)、(8)	フェーズ2において、成果1の活動である、法的枠組みの初案作成および議会提出用法案の作成は、以下のどの段階まで達成されることを想定しているか(議会提出用法案作成、議会への提出、議会承認)。また、議会日程との関係から、議会提出用法案作成の実質的な期限がある場合は、当該時期をご教示いただきたい。	成果1は「法的枠組み形成に向けた方策が特定」であり、他国事例のワーキングペーパー策定、コンセプトペーパーの策定によって実現可能と考えます。(成果指標1-1、1-2) 他方、議会提出用法案作成、議会への提出、議会承認は、C/Pが主体的に行うものであり、政治状況等にも左右されるため、これらは成果指標には含めておりません。ただしこれらはプロジェクトの活動全体とも関わるため、可能な範囲内で、C/Pに助言を行うことが理想です。 なお現時点では、C/Pは2015年10、11月頃に法案を内閣に提出したいと考えています。逆算して、C/Pは大蔵省内での協議や関連省庁との協議を進める必要があります。
11	p.13-14 成果2	本件指示書には、本件業務の実施により、内部監査実務指導士を含む各種資格試験が実施され、資格付与が予定されていると考えられるところ、別添02評価分析報告書p.8で「中央省庁32名の内部監査指導士に対して…」さらに、p.19においては、「内部監査指導士は、大蔵省と他の中央省庁で現在54名いる。」と記述され、すでに資格は付与済みのように読み取れる。この部分の不整合について、説明をお願いしたい。	内部監査実務指導士(IAPI)は既に大蔵省から資格付与を開始していますが、現時点では、内部監査人や公認政府部門内部監査人(CIAPPS)と、IAPIとの役割分担が整理されておらず、資格付与基準が不明確という課題があります。プロジェクトでは、C/Pとの協議を通じてこれら課題を整理した上で、新IAPIやCIAPPS等に係る枠組み文書作成や研修実施を行います。(C/Pとの協議結果によっては、従来のIAPI資格とは異なる基準でIAPI資格を付与するという制度構築もありえます) 他方、IAPIとは別に、CIAPPSについては資格試験の

			<p>実施・運用を支援する予定です。 なお、IAPI の人数は、調査実施時点(4 月末)では 54 名です。</p>
12	p.15-16 第三国研修	<p>受注者が第三国研修実施の支援(各種ロジ・資機材等手配、教材作成、実施)を行うこととなっているが、このための現地 僱人の活用は可能か。また、第三国研修関連業務を現地ローカルへ第三者委託することは可能か。</p>	<p>第三国研修実施の支援に関し、現地 僱人の活用、及び現地再委託は可能です。なお、現地再委託を行う際には、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2012 年度 4 月版)」をご参照ください。</p>

以上